

子発0830第1号

令和3年8月30日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省子ども家庭局長

(公 印 省 略)

「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施
について」の一部改正について

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について、
今般、別添のとおり「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・セン
ター事業）実施要綱」の一部改正を行い、令和3年4月1日から適用すること
としたので通知する。

については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお
願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（新旧対照表）

新	旧
<p>雇児発 0529 第 17 号 平成 26 年 5 月 29 日</p>	<p>雇児発 0529 第 17 号 平成 26 年 5 月 29 日</p>
<p>一次改正 雇児発 0521 第 14 号 平成 27 年 5 月 21 日</p>	<p>一次改正 雇児発 0521 第 14 号 平成 27 年 5 月 21 日</p>
<p>二次改正 雇児発 0401 第 33 号 平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>二次改正 雇児発 0401 第 33 号 平成 28 年 4 月 1 日</p>
<p>三次改正 雇児発 0403 第 31 号 平成 29 年 4 月 3 日</p>	<p>三次改正 雇児発 0403 第 31 号 平成 29 年 4 月 3 日</p>
<p>四次改正 子 発 0523 第 1 号 平成 30 年 5 月 23 日</p>	<p>四次改正 子 発 0523 第 1 号 平成 30 年 5 月 23 日</p>
<p>五次改正 子 発 0329 第 8 号 平成 31 年 3 月 29 日</p>	<p>五次改正 子 発 0329 第 8 号 平成 31 年 3 月 29 日</p>
<p>六次改正 子 発 0920 第 4 号 令和元年 9 月 20 日</p>	<p>六次改正 子 発 0920 第 4 号 令和元年 9 月 20 日</p>
<p>七次改正 子 発 0327 第 6 号 令和 2 年 3 月 27 日</p>	<p>七次改正 子 発 0327 第 6 号 令和 2 年 3 月 27 日</p>
<p>八次改正 子 発 0830 第 1 号</p>	
<p><u>令和 3 年 8 月 30 日</u></p>	
<p>各 都道府県知事 殿</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p>

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
の実施について

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
については、今般、別紙のとおり「子育て援助活動支援事業（ファミ
リリー・サポート・センター事業）実施要綱」を定め、平成 26 年 4 月
1 日から適用することとしたので通知する。

ついては、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対し
て周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期され
たい。

別紙

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
実施要綱

1 事業の目的

(略)

2 実施主体

(略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
の実施について

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）に
ついては、今般、別紙のとおり「子育て援助活動支援事業（ファミリ
ー・サポート・センター事業）実施要綱」を定め、平成 26 年 4 月 1 日
から適用することとしたので通知する。

ついては、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対し
て周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期され
たい。

別紙

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
実施要綱

第 1 事業の目的

(略)

第 2 実施主体

(略)

3 事業の内容及び実施方法

(1) ~ (4) (略)

(5) 地域子育て支援拠点等との連携

提供会員の確保の促進や、安心して子どもの預かり等を実施するため、地域子育て支援拠点や児童館等（以下、「拠点等」という。）における子どもの預かりの実施等について拠点等との調整を行い、以下の取組を行った場合に別途加算の対象とする。

ア 提供会員による拠点等での子どもの預かりの促進、及び拠点等で子どもの預かりを実施している場合の巡回等による見守り支援

イ 拠点等の利用者との日常的な対話を通じた提供会員増加のための働きかけ

ウ 拠点等と連携した緊急救命講習や事故防止に関する講習等の実施

4 留意事項

(1) ~ (2) (略)

5 費用

(略)

別添 1 ~ 2 (略)

第3 事業の内容及び実施方法

(1) ~ (4) (略)

(新規)

4 留意事項

(1) ~ (2) (略)

5 費用

(略)

別添 1 ~ 2 (略)